

平成28年度におけるひとり親世帯等に係る特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成28年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

保育認定の子ども
(2号認定：満3歳以上)

(3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分		利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円	0円	0円	0円	0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	H27: 5,100円 →H28: 5,500円	H27: 5,300円 →H28: 5,500円	H27: 5,300円 →H28: 5,500円	H27: 5,300円 →H28: 5,500円	H27: 5,300円 →H28: 5,500円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円	27,000円	27,000円	27,000円	27,000円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,200円以上	25,710円	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 301,000円以上	75,710円	75,800円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	99,400円	104,000円	102,400円

○ 平成27年度においては、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層はひとり親世帯等以外の世帯の額より1,000円減となっている。

○ 平成28年度においては、年収約360万円未満相当の世帯について、平成27年度における取組に加え、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化を行う。

多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について(案)

<現行>

カウントの対象は、
 ・「同一世帯」の
 「保護者に係る(＝監護する)子ども」
 ※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども
 同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、
 ・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、
 ・保育所の場合は、0歳から小学校入学前まで
 に限定 **例1 (幼稚園)** **例2 (保育所)**

小3 小1	対象外 小学校 6年生	対象外 小学校 3年生
(5歳)	第1子の扱い 保育料 満額	第1子の扱い 保育料 満額
(4歳)	第2子の扱い 保育料 半額	第2子の扱い 保育料 半額
(3歳)	第2子の扱い 保育料 半額	第1子の扱い 保育料 満額
(2歳)		第2子の扱い 保育料 半額
(1歳)		
(0歳)		

年齢制限の
撤廃
※同居も不要

→ 支援法上の「子ども」

<28年4月～(年収約360万円未満相当に限る。)>

(18歳の年度)

両親を亡くし、
祖父母に育て
られている
大学4年生
同居する
浪人生

保護者と生計が同一の子や孫等であれば、年齢に
関わらず対象
注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上
になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)

(18歳の年度)

寮で暮らす
高校
2年生
両親を亡く
した姪
小学校
6年生
小学校
3年生

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、
年齢に関わらず対象

(5歳)	第2子の扱い 保育料 半額
(4歳)	
(3歳)	
(2歳)	第3子の扱い 保育料 無償
(1歳)	
(0歳)	

平成28年度幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額

I 階層区分ごとの国庫補助限度額

(単位：円)

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額		
			第1子	第2子	第3子以降
私立	I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000		
	II	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
	III	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200	211,000	308,000
	IV	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000	

II 階層区分ごとの多子軽減の適用条件

多子世帯に対しては、第2子の保護者負担額が第1子の半額、第3子は無償となるよう、負担軽減を図っている。

多子軽減の適用に関しては、第III階層（市長村民税所得割額77,100円以下の世帯）以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第IV階層（市長村民税所得割額77,101円以上の世帯）以上の世帯については、従前のおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。

多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。

III ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、そのほかの世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子ども（以下、「ひとり親世帯等」という）の補助限度額については、以下のとおりである。なお、詳細については別紙参照。

(単位：円)

区 分		補助対象 経 費	国庫補助金限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
II	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	入園料、 保育料の 合算額	308,000		
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
III	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		217,000	308,000	

注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

2. 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の国庫補助限度額は、次の算式を参考に減額して適用する。なお、次の算式で算出された金額を上限とし、対応可能な市町村から順次対応すること。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

3. 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が国庫補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。

4. 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

平成28年度幼稚園就園奨励費補助における国庫補助申請方式について

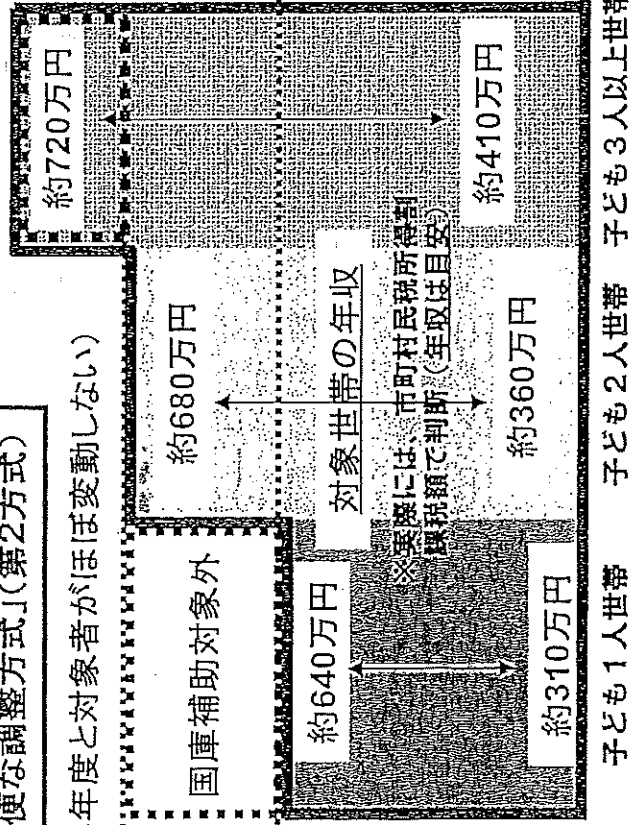
- ◆平成28年度においては、年少扶養控除廃止から一定の期間が経過したことに鑑み、「モデル世帯方式」(第3方式)の補助対象経費に対し、原則国庫補助を実施する。
- ◆ただし、当分の間、市町村が子ども的人数により補助基準額を変動させ、多子世帯に配慮した「簡便な調整方式」(第2方式)を採用する場合についても、国庫補助対象とする。
- ◆第2方式と第3方式の併用については、合理的な区分がある場合に限る。

【私立幼稚園の第Ⅳ階層の例】

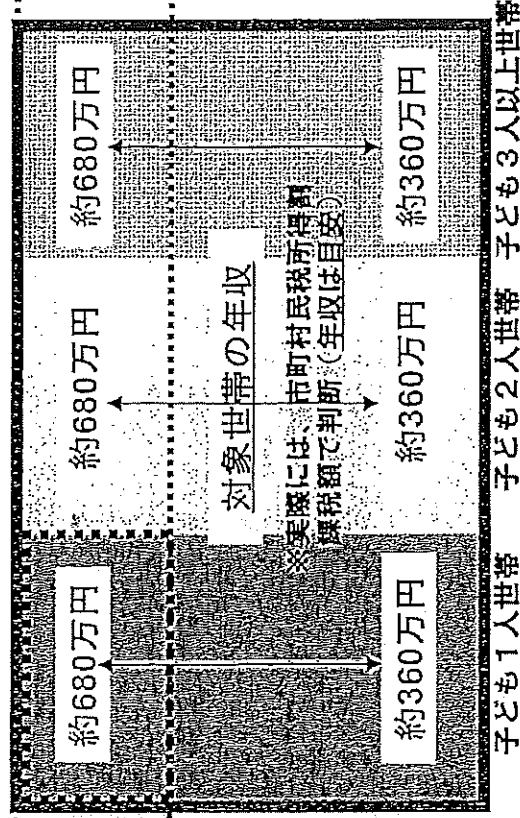
<平成28年度国庫補助対象経費(赤太枠内)>

「簡便な調整方式」(第2方式)

(23年度と対象者がほぼ変動しない)



「モデル世帯方式」(第3方式)



【前提】子どもは全て16歳未満とし、扶養控除の見直し前後で、個々の対象世帯において、収入の増減はないものとする。
子ども3人以上世帯は子どもが3人の場合を想定している。年収は目安で、実際には、市町村民税課税額で判断する。

平成28年度 放課後児童健全育成事業変更委託料基準単価表(新制度)

(H28補正)

国の補助基準額(放課後子どもプラン推進事業IIにおける「放課後児童健全育成事業費補助金」)		放課後児童クラブ		放課後児童クラブ		放課後児童クラブ		放課後児童クラブ	
		(1人~19人)@支援の単位	(20~35人)@支援の単位	(36~45人)@支援の単位	(46~71人)@支援の単位	(71人~)	単位:円		
健全育成事業	基準単価	1,447,000(19人・児童数)~27,000円	3,744,000(36人・児童数)~725,500円	3,744,000	3,744,000(児童数45人)*31,500円	2,917,000			
	開設日数加算額	15,000円×251日~300日までの250日を超える日数							
	長時間開設加算(平日)	298,000円×6時間を超え、かつ18時間を超える時間							
	長時間開設加算(長期)	134,000円×1日8時間を超える時間							
	障がい児受入推進	1支援の単位当たり年額 1,748,000円(※1名以上の障がい児受入)							
	運営支援事業	1支援の単位当たり年額 3,052,000円(※対象:新たなクラブ設置の家賃等賃貸料)							
		1支援の単位当たり年額 2,500,000円(※対象:新たなクラブ設置の移転関連費用補助 1回限り)							
		1支援の単位当たり年額 6,100,000円(※対象:新たなクラブ設置の土地借料補助 1回限り)							
	送迎支援事業	1支援の単位当たり年額 454,000円(※対象:燃料費のみ)							
	(1)連絡及び情報交換等育成支援に從事する職員配置	1,581,000円(実施に必要な費用※給料、手当、共済費、賃金等)							
	(2)(1)に加え地域との連携・協力の育成支援に從事する職員配置	2,932,000円(実施に必要な費用※給料、手当、共済費、賃金等)							
	障がい児受入強化推進事業	1支援の単位当たり年額 1,748,000円(※5名以上の障がい児受入)							
	小規模クラブ支援事業	1支援の単位当たり年額 544,000円(※1:19人以下@支援の単位 ※2:2人目以降の人員費)							

市の委託料算定基準(市は、国・県の補助基準額に下表の額を加算して委託料とする。)

基本加算額	10~19人のクラブ	20~35人のクラブ	36人~70人のクラブ	71人以上のクラブ
	1,600,000	1,400,000	500,000	250,000
人数割加算額(児童1人当り)	10~19人 6,000	20~35人 6,000	36~40人 6,000	41~50人 9,500
傷害保険料加算額	なし (H27まで児童数×800円+指導員数(非常勤含む))×1,300円)			
障がい児複数受入加算	障がい児受入加算され、かつ、複数の障がい児受入しているクラブに対し、障がい児受入加算額の1/4を加算			
大規模クラブ解消経過措置	1,581,000円×12/12(12か月分の人員費)= 1,581,000			

別表	71人~80人の加算額	71人	72人	73人	74人	75人	76人	77人	78人	79人	80人
1人当り	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	

